

「ベトナム進出法務アップデート」

国際機関日本アセアンセンター

外国直接投資企業に関するベトナムのもっとも基本的な法令である企業法および投資法が2015年7月1日施行にて全面的に改定され、債権および物件等に関する基本法である民法も2017年1月1日施行にて全面的に改正されました。ベトナムでは法令の制定、改正および廃止のサイクルが短く、民商法のような法律レベルの基本的な法令であっても2-3年で全面的に改正されることが珍しくありません。そこで、ベトナムの進出に関連する法務情報のアップデートが重要になります。

2017年7月に出版された「ベトナム法務ハンドブック」の執筆者の曾我法律事務所 パートナーの粟津弁護士に最新のベトナム法務事情につき解説していただきます。

皆様の参加をお待ちしております。

日時	2017年9月21日(木) 13時30分～15時(受付開始: 13時00分)
場所	日本アセアンセンター アセアンホール 東京都港区新橋6-17-19 新御成門ビル 1階
講師	曾我法律事務所 パートナー 弁護士 粟津卓郎
主催	国際機関 日本アセアンセンター
対象	ベトナムに進出済み/進出検討中の企業の方 企画・海外部門・法務を担当されている方を対象としています。
定員	100名 ☆定員を超えるお申し込みがあった場合には上記の対象者を優先の上、抽選をおこないます。 ☆講師の方と同業の方のお申し込みはご遠慮ください。
参加費	無料
申込み	日本アセアンセンターウェブサイトよりお申し込みください。 電話・メール・ファックスによるお申し込みは受け付けておりません。 http://www.asean.or.jp/ja/invest-info/eventinfo-2017-25/ 受講者には受講票を発行いたします。 お申込みのない方の当日参加はできません。
問合わせ先	国際機関 日本アセアンセンター 貿易投資部 TEL: 03-5402-8006 http://www.asean.or.jp

☆ 当日は会場受付にて受講票とお名刺1枚をご提示ください。

☆ ご記入いただいた個人情報は、本セミナー講演者への提示および弊センターからの各種ご案内をお送りする目的のみに使用します。